

住之江区青少年福祉委員要綱

(目的)

第1条

この要綱は、大阪市青少年福祉委員制度実施要綱に基づき、住之江区における大阪市青少年福祉委員（以下「青少年福祉委員」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(任務)

第2条

青少年福祉委員は、地域における青少年の健全育成を図るため、大阪市青少年福祉委員制度実施要綱第2条に基づき、次の各号に掲げる任務を担う。

- (1) 青少年指導員活動への支援
- (2) 青少年を取り巻く環境の実態調査、青少年問題についての研修
- (3) 青少年関係団体との連絡調整、情報発信
- (4) 青少年の健全育成に向けた市民活動団体のネットワーク化
- (5) その他、区長が定める事項

(区連絡協議会等)

第3条

青少年福祉委員は、区に連絡協議会（以下「区連絡協議会」という。）を置き、青少年福祉委員相互に連携して第2条に掲げる任務を効果的に遂行するものとする。

2 区連絡協議会の円滑なる運営をはかるため、部会等を置くことができる。

(選考)

第4条

青少年福祉委員の選考にかかる事項については別途定める。

(活動経費)

第5条

区長は区連絡協議会の活動に対し、予算の範囲内で経費を支出するものとする。

(細則)

第6条

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、区長が定める。

附 則

この要綱は平成26年4月1日から施行する。

2 青少年福祉委員の選考その他の準備行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。